

特別教育活動における「部活動」の位置と役割

— 部活動問題の「見取り図」を描く —

白石 陽一・田中 紀子¹

The position and role of club activities in extra-curricular activities : Drawing a bird's-eye view of club activity problems

Yoichi Shiraishi, Noriko Tanaka

(Received September 28, 2018)

1. 部活動を議論するための前提, および問い方 — 複雑な問題を「複雑なままに」みる

部活動を議論するときには、論点の整理が不可欠である。その理由は、部活については問題が山積しており、かつ問題が切実すぎるがゆえに、話を進める前提や枠組みをもうけないままに話を進めると話が混乱し拡散してしまうからである。よって議論を始める際の留意点として以下の諸点を指摘しておきたい。

まず第一に、部活問題に関していえば、教師も生徒も保護者も、「みんなが被害者」なのである。みんながそれぞれの事情を抱えて・とても苦悩しているという共通理解に至らないと、自分の不満だけをぶちまけて終わったり、他人の足の引っ張り合いに陥ったりする危険が生じる。

みんなが不幸にまきこまれる、そしてこの負の連鎖は止められない、という事例を少しだけ紹介しておく。たとえば、子どもが親に対して、指導者から暴力をうけた・暴言をあげられたとか、先輩からいじめを受けたとか、練習が過酷すぎるとか、いったような不満をもらしたとしよう。そのときに、親は子どものためを思って部活の顧問や学校に対して苦情を言おうとするか、少なくとも相談をしようとするだろう。しかし、被害者である子どもが、親が学校に意見することを止めるのである。なぜか。

親が苦情を言うと、部活の顧問がこの子どもを非難するからである。さらにいえば、顧問が被害者の子どもを非難しても、他の部員はその子をかばうことができない。なぜか。

部活問題に対して意見を言う親はクレーマーとみなされ、弱音を吐く子どもは敗者だとみなされる風潮があるからである。いわゆる「困っている」人の意見を聞こうとしない空気その部活の中に、そしてその学校の中に蔓延しているからである。結局、子どもも親も黙って過ごすことになる。こうして、この部活では「暴力」も「いじめ」も「存在しなかった」ことになる。この世界では、あたりまえの意見は封殺され、人権が抑圧される。

教師の側では、部活の負担を減らそうという意見を言うと、「自分だけが楽をしたいのか」という非難を浴びることがある。この非難を言う人の理屈はこうである。みんな「やりたくない」のにがまんして部活にとりくんでいるんだ。みんな「多忙」なのに仕方がなく部活をしているんだ。この気持ちを知らないで、自分だけが助かりたいと思うのは許せない。つまり、みんなが幸福になるために協力するというレベルまで行かなくても、少しでも不幸をなくすためにみんなで話し合うという発想が生まれてこないのである。

上記のような不幸な事態は自明なことなのであり、ふつうの教師ならば、いや親でも子どもでも、知っている。ならば、なぜ問題を共有することができないのか、なぜ建設的な議論に進めないのか、この点を検討するのが理論の役割である。

部活問題に関していえば、「複雑な問題を複雑なままに理解する」ことが不可欠なのである。¹ 社会問題でも人間関係でも、複雑な現実を単純化すれば、問題は解決するかのように見える。しかし、話を単純化しているということは、問題を平易化していることであり、机上の空論のレベルでしか物事を見ていないことになる。これは、

¹ 岐阜経済大学 経営学部

「世界をありのままにみる勇氣」をもたない態度である。この点に関連して教育の世界の話をするれば、問題を「解決する」という言い方自体に疑問を抱いたほうがよい、と私は考えている。機械を修理したり、工程のミスを訂正したり、というテクノロジーをモデルにした「問題解決」という見方自体が、複雑な問題を複雑なままにみることを阻害しているからである。

第二に、部活指導における「暴力」の問題や「待ったなし主義」についての徹底した検討が不可決である。

愛情があるから多少く暴力めいたことでも許されるという「暴力を容認してしまう」メカニズムを検討する必要がある。あるいは、学校を有名にするためには、手段を選ぶことなく成果（＝勝利）を出さないといけないという発想は「待ったなし主義」と名づけることができるのだが、この発想は近代日本における悪弊であることまで見通して検討する必要がある。²

事実問題として部活動には「暴力」が付きものなのであるが、なぜ暴力が容認されるのか、その由来をつきとめないと防止策も浮かんでこない。「人権感覚のない悪人」が暴力をふるうのだ、という皮相な解釈では、部活動問題には対応しきれない。「善意の暴力」というメカニズムを解明しないと、熱心な人が暴力に陥るといふ悲劇を克服することはできない。

第三に、そもそも、部活でスポーツをする意義はどこにあるのか、という問いかけが不可欠である。

体育系に限ったことではなく文化系の部活においても、たとえば「なぜ吹奏楽をするのか」、「なぜ演劇をするのか」という問いかけも必要なのである。単純に「自治の側面もある」とか「人間関係を育む」から教育の一環だ、というレベルでは、なぜ人はこのスポーツに没頭するのか、という問いには答えきれない。もちろん部活の「ブラック」な事情を告発することは、歪んだ状況を改善する大前提である。しかし、そもそも人間はなぜスポーツを楽しむのか、(野球、サッカーなど)なぜこのスポーツに快楽を見出すのか、という難問に対して「それなりの」回答を示す努力をしないと、<批判だけする人は、部活を廃止したいのか>という極端な反論に答えることができない。これは「スポーツ文化論」にかかわる難問であることは私も承知しているが、この努力を怠ることはできない。付言しておけば、スポーツだけではなく武道についても、同型の問いかけが必要である。

第四に、部活問題を広い視野でみることも不可欠である。歴史をさかのぼってみると、部活は「軍隊」の影響を脱却しきれしていない。また部活は「過労死」を生みだした企業社会の構造、あるいは若者を使いつぶす「ブラック」企業の構図と似ている。なぜ多忙になることがわかっているのに部活を止められないのか、という疑問は、なぜ人は過労死になるまで働くのか、という労働のメカニズムがわからないと解けないのである。

部活問題を実践家と議論する時は、教師の置かれた立場のちがいを考慮しないと、現実的な対策を提言することができない。「ブラック部活」は人権侵害であることを事実として訴えることは重要ではあるが、人権侵害を強調するだけでは実践は動かないこともある。現状のおかしさを言うことはわかるが、弱い自分・孤立している自分が動き出す手立てを示してもらわないと困る、という意見を軽視してはならない。では、どのレベルで語り合うのか。たとえば、以下のように、「とりあえず分けて」考えることが重要である。

①あなたは「若手」ですか、それとも「ベテラン」ですか。

もちろん、この二分法は便宜的なものである。若手は「声を上げにくい」のだから耐えるしかない、と諦めてはならない。何とか「部活圧力」を「かわす」「スルーする」方法はないのだろうか。いや、そもそも若手は「騒ぐ」という発想自体を禁じられているのかもしれない、という読みも必要だろう。

ベテランの方は、世論形成をして「少しだけでも改善させた」経験を持っているのなら、それを紹介し合って共有する努力が必要だ。

②あなたの学校は、いわゆる「ふつうの高校」ですか、「部活加熱校」ですか。

進学校ならば、勉強のほうに熱をいれているわけなので、「ブラック」化を抑止しようという訴えは、いくらかは響くかもしれない。それに対して、高校総体などで優勝することで学校経営を順調にさせようという方針を持っている高校では、勝つことで生徒を集めようという至上命令があるので、対応も複雑にならざるをえないだろう。

③あなたは、部活を「担当してもよい」と考えていますか、それとも「授業とホームルームこそが勝負」と考えていますか。

部活担当をやったことがなくても、ひとたび担当してしまうと、やはり「生徒を勝たせてあげたい」という気分になってしまい、部活に「はまって」しまい、自分の首を絞めてしまうのではないか。

④あなたは部活問題に関する「ブログやプロジェクト」をご存知ですか。

ネットでも声を上げて、つながりをつくり、自分を救う道を探ることができるのなら、一步前に出ていこうという意思はあるか。それとも、誰かに背中を押してもらわないと声を上げるのは無理なのだろうか。

このように、教師が置かれた個別の状況に合わせて提言しないと、聞き手である教師には届かない。それは、部活問題がきわめて複雑であることの証拠なのかもしれない。一般論だけでは現状を改善する力をもたないことは、教育問題全般にも妥当するのかもしれない。そうだとすれば、具体的にレベル分けをしながら分析し、提言していくという語り方が理論にも研究者にも求められることになるだろう。

以下、部活が「ブラック」な側面をもつことは「自明」であるにもかかわらず職員室で「建設的に」議論されない理由、部活は「教育課程外」のしごとであるにもかかわらず「加熱」する背景、教師が「自発的にのってしまふ・降りることができなくなる」メカニズム、など、「不幸な選択」を自ら行ってしまい歯止めがかけられなくなるという「負のスパイラル」の分析に焦点を当てて論じることにする。「どうすればいいのか」という対策まで論じようとしても本論の分量だけでは論じきれないし、皮相なレベルでスローガンだけを書くことは、逆にリアルな認識を妨げることになることと危惧するからである。

(白石陽一)

2. 「部活動」の制度的背景

部活動は、根本的に矛盾を抱えている。その一端は、教育課程に位置づけられてはいないが、「学校教育の一環」とはみなされている点からも分かる。例えば、平成29年改訂版(中学校)、および平成30年改訂版(高等学校)『学習指導要領解説—総則』には、次のように記述されている。

「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする」。

上記のような学習指導要領での記載によって、「教育課程上の位置づけがないが、学校教育の一環である部活動」という部活動の位置づけの不安定さが生じ、部活動のさまざまな問題につながっている³。

例えば、「生徒の自主的・自発的な参加」が前提となっており教育課程上の位置づけがない部活動が子どもにも教師にも強制されることの不思議さを論じ、部活動を行う物理的環境や人的手当が十分に整備されない根拠となっていることを批判することもできる。このような点について部活動問題の議論の中でも、部活動を行うために必要な学校の設備や活動環境、教師の勤務時間、手当、教師の災害補償等の不十分さ、専門外の顧問担当、教員養成や教員研修で指導法を取り扱う講義がない等の課題が山積していることが取り上げられてきた⁴。

一方で、「部活動が『学校教育の一環』である」という記載が学校で部活動を行う根拠として強調される場合もある。学校教育の一環として、部活動には一定の教育効果があり、指導要録における生徒の課外活動の項目にも記載され、進路選択につながっていく側面もあるという見方である⁵。

部活動の位置づけの不明瞭さは、戦後から続く部活動の変遷にも関連している。部活動問題について考察する前提として、学習指導要領上の部活動の位置づけについて変遷の概要を確認しておきたい。

高等学校学習指導要領における部活動およびクラブ活動の変遷は、次頁の図1に示した通りである。

戦後の部活動は、軍国主義を排し民主主義を教えるために有効な生徒の自主的な活動として位置づけられた。教師の関わりは、国家からの不当な干渉から子どもの自主的な活動を守ろうとするものだった⁶。1947年に「自由研究」、51年に課外活動も内包した「特別教育活動」が設置される中で、スポーツクラブの実施が試案として示された。この頃には対外試合の制限があり、中学では校内大会まで高校では全国大会を年1回までとされた⁷。

1950年代後半～60年代には、64年の東京オリンピックに向けて、競技力向上のために運動部の対外試合規制が緩和された。中学生でも競技力が高ければ国際的競技会に参加できるという大幅な規制緩和であった。競技性が高まったことから、一般生徒は運動部を締め出される事例もあり、規制の強化が求められていった⁸。

1970年代～80年代には、競技性重視による一般生徒の締め出しがあったことを反省して、クラブ活動の大衆化を目指すという名目で、1970年改訂の学習指導要領では「必修クラブ」が教育課程として設置された。必修クラブについては、生徒の自主的な活動であるはずのクラブを必修化する論理矛盾や、施設・設備、活動時間、指導体制の不十分さ等の問題が山積していたため、職員会議で実施を拒否する学校や学校ごとに実施方法が異な

る事例もあった⁹。

さらに、神谷によれば、「必修クラブは全員参加を、部活動は競技力向上を目指すもの」であったが、この住み分けも曖昧であったため学校では混乱が見られた¹⁰。

1980年代後半～2000年代には、「個性伸長」や「新学力観」が打ち出された。それに伴い、部活動は学力以外の能力評価と「特色ある学校づくり」のために活用され、部活動での態度や競技成績が指導要録に記載されるようになった。臨教審答申の影響を受けて部活動が道徳と結び付けられる傾向が強まった時期でもあった¹¹。

1989年改訂学習指導要領では、部活動の参加を必修クラブの履修に置き換えることができるとする「部活代替措置」が取られた。必修クラブを部活動で代替すれば週一時間の正課の授業時間を確保することができるため、代替措置を活用した学校は多数あり、部活動加入者が増加した。代替措置によって結果的には、部活動が必修化され、教師が部活動の指導を行う根拠となっていた。

しかし、1999年改訂で必修クラブは廃止された。教育課程に位置づけがない以上、部活動は教師の本務ではなく、さらに超勤4項目にも当てはまらない。つまり、1999年改訂とともに教師が部活指導を行う根拠はなくなつた。この頃、部活動の社会教育化（外部委託）を目指す動きが高まったが、部活動は学校に残った¹²。

2009年改訂で部活動は、再び学習指導要領に「教育の一環」として登場した。2018年改訂でも継承され、教師の長時間労働と部活動指導との関連を受けて「持続可能な運営体制」を整備する必要性が追記された。

3. タブー視されてきた「部活動問題の議論」

部活動問題は深刻さにも関わらず解決の糸口が見いだされてこなかった。その理由は、制度上の変遷や位置づけの不明瞭さの中で議論が複雑化しただけではない。部活動問題には、議論自体がためらわれる側面がある。

例えば近年、部活動問題に関心を寄せる教師の中心な活動の場は、匿名が許されるインターネット上である。その一つに、現職の教師たちが立ち上げた「部活問題対策プロジェクト」というホームページが挙げられる。その活動の一つに、職場で部活動問題に関心がある教師を見つける「レッドシールキャンペーン」がある。これは、部活動問題に関心のある教師が机上の右隅に赤いシールを貼ることで匿名ではなく現実で、つまり職場で部活動問題について語り合える同僚を見つけようとする活動である。このキャンペーンの説明には、「キャンペーンを知らない人にとってはただのシール」であることや「『関心がある』ことを示すだけなので咎められる理由は何もありません」と記されており¹³、職員室で誰とでも部活動の話題で語れるわけではない状況を前提にしている。

ではなぜ、教師たちは部活動問題を職場で話題に出しづらいのだろうか。

考えられる理由の一つ目は、渦中にある教師ほど部活動問題の研究会や交流の場に参加することへの制約が大きいということである。部活動問題の渦中にある教師ほど、部活動の指導のために休息が足りない状態で働いているため、職員室で語り合う時間をつくるのが難しく、授業や学校行事がない日であっても部活動関連の研究会や意見交流会には参加しにくいという物理的な制約がある。その点ではいつでもアクセス可能なインターネットは、時間的な制約が少なく活動しやすい。その反面、職員室で部活問題を語る土壌はつくられにくいのである。

しかし、教師たちが職場で部活問題の議論を避ける本質的な理由は、心理的なものである。この問題を理解するためには、学校教育や教師の仕事が置かれた現状を構造的に捉えることが重要である。例えば、部活動の指導が教師としての能力の評価に結び付けられることや、「やって当然」という雰囲気の中で運営体制に疑問を感じることで自分が異端視されることによって、部活動問題という話題は「地雷地帯」になる。

以下ではこの二点について、具体例に基づいて考察する。

まず、教師による部活動問題への取り組みを「教師の資質・能力」と結び付けて批判する意見についてである。具体例として、公立中学校教諭の個人ブログである「公立中学校部活動の顧問制度は絶対に違法だ！！」（以下、

表1. 高等学校学習指導要領の改訂による部活動・クラブ活動の位置づけの変遷

改訂年度	クラブ活動	部活動
1947年 (S. 22)	—	—
1951年 (S. 26)	特別教育活動	
1955年 (S. 30)	↓	
1960年 (S. 35)	↓	
1970年 (S. 45)	必修クラブ	部活 (選択)
1978年 (S. 53)	↓	↓
1989年 (H. 元)	(必修クラブ).....→	部活代替可
1999年 (H. 11)	【廃止】	部活 (選択)
2009年 (H. 21)	↓	部活 (教育課程との関連)
2018年 (H. 30)	↓	↓

(表1は中澤 (2014) を参考にして引用者が作成した。歴史の変遷は、中澤 (2014) や神谷 (2015) で詳しく述べられている。)

「真由子のブログ」の書き込みを取り上げる。「真由子のブログ」は、あくまでも「部活顧問の“強制”は違法である」ことや「部活顧問をするかしないかは選択権がある」ことが主張されており、部活動の存在意義自体を否定するものではない。それでも、多数のクレームが寄せられている。

例えば、「部活顧問も含めて中学校の先生の仕事って分かってたでしょ。だから部活顧問をやらないなら、勉強だけ教える塾講師になればいいじゃん、先生になる人の代わりはあなた以外でもいくらでもいる」、「部活顧問をしながら授業をバッチリやってる先生もいるよー？」というような非難の言葉を並べ立てたクレームである¹⁴。

これらのクレームは、現職の教師や元教師を名乗る人物が書き込んでいることも多い。これに対して真由子は、東京都の公立中学校では部活動が職務命令の範囲内ではないこと、部活動を担当していた時に授業や学級経営に支障が出ていたことを冷静に反論している。それでも、現職の教師や元教師（と名乗る人々）からの「迷惑」や「教師としての資質がない」といった辛辣な書き込みは、後を絶たない。

上記ほど辛辣な言葉ではなくても、「部活指導があると分かっていて教師になったのではないか」といった、職業選択をそのまま「体制を現状維持することへの参加表明」と意味づけているような書き込みが見られる。確かに、現在の部活動の運営体制は、多くの教師に顧問を断られると維持できないことは確かであり、現状維持を望む限り誰かに引き受けてもらうしかない。しかし、たとえ新参者であっても理不尽な状況に対する改善要求は認められるべきであり、「理不尽なこともあると分かっていて選んだのだろう」という非難は、暴力的である。あるいは、辛さやしんどさに耐えながら長時間勤務による過剰労働に従事してきた先行世代が、他者や若い世代にも同じかそれ以上の苦勞を求めるような「恨みの連鎖」が教育活動を前進させるのか、と問う必要がある¹⁵。

「真由子のブログ」に書き込まれた「非難」は、本務ではない部活動の顧問を断ることが他の教員に「迷惑」をかけるものであり、顧問を引き受けることが「教師として当たり前」であるという前提に立っている。授業や生徒指導に熱心に取り組み、校務分掌もきちんとこなしていると説明する真由子に対して「教師としての資質がない」と批判するのは、筋が通らないはずである。それでもこのような批判が繰り返される背景には、休みを潰して働くことを美德とする労働観が、学校だけでなく、日本全体の労働問題として存在している。

熊沢誠は、日本では休暇を補う交代要員が確保されていないことを特徴として挙げ、次のように述べている。「日本の正社員は、休んだ人のぶん増えた仕事をなんとかこなす工夫も要請されるわけですが、同時に、そのようになかまに迷惑をかけることがいやで権利としての休暇取得を控えてしまいもするのです。／……そんなところから、会社員は生活の全体を仕事志向で会社中心とする態度・姿勢・性格を、半ば強制的、半ば自発的に要求されるようになります。……日本企業では、大切な私用があっても残業を拒まずその日のノルマをやりとげてしまうという姿勢も、一種の『能力』として評価されがちです。また、近い将来の仕事の変動に対応できるようにアフターファイヴの『自己研修』に励む態度も、評価の対象となる『能力』のひとつです」¹⁶。

正確に言うならば、部活動顧問はそもそも教師の本務ではないので、「休暇取得」の例を持ち出すことは不適當だといえる。しかし、断る人がいることを前提として仕事量の調整を行おうとするのではなく、休日を潰しても働かなければ「なかまに迷惑をかける」という思考に至る枠組みは、部活動問題と酷似しているのではないだろうか。時間外労働である部活動を「教師の資質・能力」と結び付ける事は、勤務時間外であっても、プライベートの時間よりも自主的に労働することを「教師の資質・能力」として評価するからこそ出される意見である。

特に若手教員にとっては、管理職から発信される「部活動の指導で、教師は成長する」といったメッセージや「希望しない」という選択肢のない部活動顧問の希望調査票によって、勤務時間外の「自主的」な労働が教師の能力の一つであるかのように意識づけさせられる。自治体によっては、勤務時間外の労働である部活動顧問が勤務評価と結び付けられており、教員採用試験の段階で、部活動に関する質問項目が設けられている自治体もある。

以上のように、部活動の指導が教師の能力評価と結び付けて捉えられている実態があることも、教師が職場で部活動問題を話題にしづらい状況につながっていると考えられる。

次に、「やって当然」という雰囲気の中で、若手教員の意見が無効化されている実態について述べる。

中澤篤史は、中学校でのフィールドワークを通して得た調査結果に基づいて、「自分のような『若造』の意見は取り上げられない、と愚痴をこぼしながら顧問を続け」ていたある若手教員の事例を紹介している。この教諭が所属する中学校は、学校教育目標と関連させて、校務分掌に「部活動指導」が設けられている。つまり、部活動の維持と顧問制度が学校全体で緩やかに正当化されており、実際に、この学校で顧問を受け持つ教師は全体としては90%前後であったが、研修・派遣や育児休暇中の教師を除けば、実質的にはすべての教諭が部活動の顧問を担当していた¹⁷。

このような職場では、部活動問題を話題に出すことは、何の成果も得られそうにない徒労であるだけでなく、学校の教育方針や顧問を「やって当然」と受け止めている同僚教師の生き方に対する反論と受け取られかねない。その結果、部活動の指導を負担に感じ不満を抱く教員がいたとしても意見を言うことは、ためらわれてしまう。

また、中澤の調査では、部活動に積極的ではないが顧問を受け持っている教師たちの意見として「教師の都合で部活動を縮小するのでは生徒がかわいそう」というものがある。「生徒のため」が大前提の学校教育にとって、最優先すべきは生徒の利益だという考え方は根強い。「聖職者」、「教師の資質」という言葉を取り出されると、教育観という名の価値観のぶつけ合いになってしまい、泥沼のやりとりになりかねないし、あまり意味はない。

もっとも、この点に関しては、「本当に生徒が望んでいるのか」という視点から検討されはじめていく。長時間の練習や休日返上の活動実態は、生徒の生活時間を奪い心身の発達に悪影響を与えているとする意見や、部活動がいじめや体罰等の「暴力」の温床になっているという分析もある。部活動を教師の労働問題として取り上げるよりも、生徒の負担を問題にする方が必然性が高いという見方もあり議論しやすいのが現状ともいえる。

しかし、生徒の負担だけを問題として取り上げるのでは、生徒や保護者 VS 負担を負わせている教師や学校という単純化された対立図式を抜け出せない。場合によっては、「熱心に部活動の指導をする教師」を断罪するだけで終わってしまう。教師たちは、なぜ休日返上で働いてしまうのか、教師の労働環境が過酷なことを分かっているがなぜ改善されないまま続けてしまうのかを問いかけていく必要がある。

4. 自主的なのに強制される、自主的だから過熱する —「強制加入」「強制顧問」と「ハマっちゃう」仕組み

中澤によれば中学生の約9割、高校生の約7割が部活に加入しており、学校によっては生徒に部活加入を義務づけている実態もある。中澤らが2008年に8都県の公立中学校を対象として行った調査では、生徒に部活加入を義務づけている学校も存在する。例えば、岩手県99.1%、静岡県54.1%、香川県50%、山口県40%の学校で部活加入が義務づけられており高い割合を示しているといえる¹⁸。

生徒の入部理由に関する調査では「楽しみたい」「うまくなりたい」と答える生徒が多く、必ずしも強制されたから入部した生徒ばかりではない。しかし、中学生9%、高校生3.3%は「仕方なく」入部したと答えている¹⁹。

また、「評価」や「進路」と結びつくことで生徒の部活加入や退部阻止につながる面もある。1981年改訂指導要録で、必修クラブの導入に伴い全生徒のクラブ活動の評価を指導要録に記入することが求められて以降は、道徳との関連も強調されるようになり、「自ら進んで仕事や企業に貢献する労働者を育成せよ」という財界からの要請に応える評価内容へと変化した²⁰。

実際に生徒の中には、競技成績や課外活動の実績を生かして大学に進学する場合がある。競技成績次第では学力試験を受けずに入学できる大学や学費減免制度が適応される大学も存在する。部活動の成果を入試で活用して入学した学生の中には、大学進学後に部活動をやめたいと考えても「母校に迷惑がかかる」、「やめれば授業料の減免がなくなる」という理由でやめられない者もいる。そして、大学卒業後の進路にも運動部活動への参加実績が有利に働く仕組みがある。企業は、「素直」「困難なことも諦めない」「短期間で結果を出す」ことを期待して体育会学生の獲得に力を入れている²¹。部活動は、神谷が指摘した「規律ある労働力」²²や「自ら進んで仕事や企業に貢献する労働者を育成せよ」という財界からの要請に応え続けていると言えるだろう。

次に、教師の活動に視点を変える。部活動を制度的に「強制」されている実態は、数値の上では生徒よりも、教師の方がより顕著である。スポーツ庁の調査報告によれば、「希望する教員が顧問に当たることを原則としている」と答えた学校は、中学校で2.2%、高等学校でわずか1.4%である²³。さらに、内田らが行った「中学校教職員の働き方に関する意識調査」（2017年実施）では、中学校教諭の49.5%が部活動顧問を「担当したくない」と答えている²⁴。上記の二つの調査に相関はないが、部活動顧問を「希望するか否かの選択肢を与えられずに担当している」または、「担当したくないのに担当している」状況にある教師が一定数存在することがわかる。

中澤は、部活動に消極的な教師が離脱しない／できない理由を①個人的志向（「それが教員だと思っている」教師の存在）、②教師-生徒関係（「やめさせるのはかわいそう」と思っている教師の存在）、③教師-教師関係（管理職や同僚の説得や圧力の存在）、④職場環境（教育目標、校務分掌、人事評価への影響）の4つに分類している²⁵。とりわけ③教師-教師関係については、次のような事例を報告している。

「サッカー部顧問のタキザワ教諭は、新任であったことやサッカーの経験もなかったことから、顧問を務め続けることに大きな負担を感じていた。だが、そうしたタキザワ教諭に、校長は『本当に感謝し』ていると伝え、

オカダ教諭は『初めから持ちたい部なんて持てるもんじゃない』と説得し、顧問からの離脱を阻止しようと」する。だが、タキザワ教諭は不満を募らせ顧問を辞めたいと申し出た。それに対して校長が提案したのは、土日の活動を他の教職員が肩代わりする「代理顧問制度」であった。タキザワ教諭は、部活動に不満があっても続けている同僚教師に非難され「代理顧問」を断られることもあった。その結果、「他の教師からの理解と信頼を得る必要に迫られ」、「あらためて顧問の責任を果たすため、サッカー部に最低限のかかわりを持つことが求められた」²⁶。

この事例から、部活動の指導に負担感や不満を抱く教師たちが、若手教師を「イチ抜け」させない状況を読み取ることができる。部活動の指導に不満を持つ教師が、同じく不満を持つ教師を「離脱させない」構図である。

一方で、教師全員が強制されることに苦しんでいるのではない点に部活動問題の複雑さがある。例えば内田は、部活にハマったことのある中学教師の体験を取り上げて、次のように述べている。

「A先生：だって、あれだけ生徒がついてくることって、中学校の学級経営でそれをやろうとしても難しいんですよ。でも、部活動だと、ちょっとした王様のような気持ちです。生徒は『はいっ！』って言って、自分についてくるし。そして、指導すればそれなりに勝ちますから、そうするとさらに力を入れたいくなる。それで勝ち出すと、今度は保護者が私のことを崇拝してくるんですよ。……／部活に力を入れる→生徒が試合に勝つ→生徒さらには保護者からの信頼も得られる→さらに部活に力を入れる→……こうした流れにより部活動の過熱に歯止めがかからなくなっていく。部活動はひとたび指導してみると、授業とは異なる生徒の姿に会えて、『楽しい』。つまり、楽しいからハマるのだ」²⁷。

部活動は、ハマれば教師にとっても楽しいのである。「勝利至上主義」を否定する教師であっても、生徒が勝てばやっぱり嬉しいし、指導に力が入るのである。しかも、部活動は規制がないため過熱しやすい、「自主的だから過熱しやすい」側面がある。

だが、専門外の部活動を担当することもある中で、すべての教師が優れた指導力を発揮できる訳ではない²⁸。担当しなければならぬ教師も専門的指導を受けられない生徒も困っている実態がある。「部活動指導員」が制度化されたが、スポーツ庁の平成29年度調査で96%の中学校が部活動指導員を一人も採用していない実態が報告されている²⁹。

専門外担当の問題に対して、神谷は競技の専門性がなくても自治の指導で教師の専門性が発揮できると主張している³⁰。生徒の文化活動の場であるはずの部活動で、内容の専門性と無関係な自治の指導は可能なのだろうか。

5. 部活動と自治

神谷は、学校で部活動を行う理由として「自治」の指導をあげ、教師が「高度な技術や戦術の指導ではなく『自治』の指導」で専門性を発揮することを求めている³¹。確かに戦後学校教育の民主化へ向かう取り組みとして「生活指導」の理論と実践の蓄積がある我が国において、自治は部活動が抱える「体罰」「強制」「非民主的な運営」等の課題に対する取り組みとして有効に働く可能性はある。

だが重要なのは、部活動を通して学ばれるという「自治」の中身である。神谷は『「結社」のつくり方や運営方法』を「自治」と述べており、指導の見通しとして「教師の持っている運動部活動の管理権や決定権を委託する」ことを提案している³²。これらの記述から推察すると、神谷のいう「自治」は、スキルのあり、権利の「委託」という言葉からも分かるように、極めて限定的なものである。しかも、神谷は、「極論を言えば、『自治』を経験させることが学校教育としては大切なのですから、それが保障できるのであれば種目は何でも良い」³³と述べており、部活動の活動内容とは切り離して「自治」の指導を考えている。

もし、本当に内容は何でも良いから自治の指導を充実させたいというのであれば、部活動ではなくすでに教育課程に位置づけられている特別活動でこそ自治の指導するのだ、という反論も考えられる。神谷の言うような、集団の活動内容と切り離された「自治」モデルでは、学校で部活動を行う理由にはならないのである。むしろ、部活動の練習時間を確保することが理由となって、生徒会活動やHR、学校行事やその準備に参加しない生徒がいる現状では、過激に言えば「部活動は自治を必要とするが、自治の指導は部活動に阻害されている」と言える。

ところで、学校で部活動を行う意義と関連して、かつて、高校生活指導研究協議会（高生研）や全国生活指導研究協議会（全生研）で「集団の民主化と文化的向上」のためにクラブ活動の自治が検討されてきたことを確認しておきたい。

竹内常一によれば、文化クラブの成立は、学校の民主化や生活改善運動との関連の中で広がったものである³⁴。高生研でも、部落問題研究会や演劇クラブ、農業・家庭クラブ等は、非公認のサークルとして設立され学校や地域の圧力をかいくぐって活動し、次第にクラブとして認められていく過程を指導した実践が報告されている³⁵。

しかし、クラブ活動が学校に定着するなかで、次第に「生徒の私的な趣味的活動は公共的、集団的性格を獲得しないうちに、また、全校生徒の文化理念に挑戦することのないうちに、クラブ活動に簡単に編入される」³⁶ようになる。さらに、必修クラブの導入によって、生徒会でクラブの公認・非公認を議論することは形骸化し、クラブ活動は完全に教師の管理下に置かれた。

このような状況を受けて高生研の機関誌である『高校生活指導』では、特集が組まれ全校集団づくりと関連させてクラブ活動の自治が議論された。そのなかで、例えば中野光は、学校で行われるクラブ活動が生徒たちの民主的人格形成に寄与するために「それぞれのクラブがその存在理由を全校集団の中で承認され、支持される必要がある」とし、「もし、生徒会あるいはそれにかかわる生徒の組織が解体したり、形骸化したばあい、クラブ活動は、個々ばらばらに、技能の上達とか趣味の追求、というせまい目的のみに規定され、全校集団とのかかわりをたちきって自己展開をとげていかざるをえない」³⁷と述べている。

まさに現在の部活動は、「全校集団とのかかわりをたちきって」いると言えるのではないだろうか。この課題に取り組んでいるものに、生徒会予算として部活動の予算折衝を生徒に任せることで、全校集団づくりのなかで部活動を発展させる実践が存在する³⁸。

しかし、各部活動が分立している現在の学校では、一顧問教師がどこまで全校集団を意識できるのだろうか。特に若手教師の場合、拒否権もなく担当させられ、前任の顧問から引き継ぎを受けた時点ではすでに決められているかのように感じられる顧問の仕事のどこからどこまでを変更できるだろうか。全校集団を意識した実践を行うという点で考えれば、たとえベテラン教師であっても、前年度に決められた学校の年間計画や予算計画の変更は極めて難しく、同僚の協力（＝仕事が増えるかもしれないことへの賛同）を得る必要がある場合には、迷い、ためらい、諦めざるをえない場合も多いだろう。

また、部活動の実績が経営に影響する場合は、経営判断が優先されてしまうことさえある中で教師は、どのようにして主体的に部活動と向き合うことができるのだろうか。教師の過重労働や専門外担当という「負担」が減らされないままでは、部活動での自治の指導という言葉は、むなしいスローガンに聞こえるだけなのではないか、という悩みはつきない。

今後の研究課題は、具体的な学校の状況を想定した教育実践の検討を通して、困難な状況の中でも少しでも前進した教師の経験や実践の工夫、そして失敗談を収集、分析し、蓄積していくことだと考える。（田中紀子）

註

¹ 平川克実『移行期的乱世の思考』PHP 研究所、2012年、104頁以下。

² 内田樹「スポーツ界の体罰」『朝日新聞』2013年2月26日。

³ ただし、どこまでが教師の仕事（本務）なのかという問いは、部活動問題に限ったものではない。中央教育審議会の「学校における働き方改革特別部会」では、部活動の指導と並んで、登下校の指導、放課後や学校外での見回りや補導時の対応、学校徴収金の徴収管理等が「学校以外が担うべき業務」として、調査・統計への対応や休み時間の対応、校内清掃等が「必ずしも教師が担う必要の無い業務」として検討された（『新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）案』、http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/siryu/1399399.htm、2017年12月21日）。

⁴ 中澤篤史『そろそろ、部活のこれからを話しませんか——未来のための部活講義』大月書店、2017年および、内田良『教育という病——子どもと先生を苦しめる「教育リスク」』光文社新書、2015年。

⁵ 神谷拓『運動部活動の教育学入門——歴史とダイアログ』大修館書店、2015年。

⁶ 中澤（2017）、前掲書、48-51頁。

⁷ 神谷（2015）、前掲書、36-40頁。

⁸ 中澤篤史『運動部活動の戦後と現在——なぜスポーツは学校教育に結び付けられるのか』青弓社、2014年。対外試合の規制緩和については、神谷（2015）、前掲書、46-49頁。

⁹ 檜山正治「職場からの訴え——必修クラブの問題」（高生研編『高校生活指導』12号、1973年、87-90頁）では、必修クラブの実施について「既存のクラブを拡大強化させる」という独自の「方式」で実施することを決定した高等学校の事例が、

職員会議での議論内容も含めて具体的に報告されている。

- ¹⁰ 神谷 (2015), 前掲書, 65-66 頁.
- ¹¹ 同上書.
- ¹² 運動部活動の社会教育化の取り組みの事例や進まなかった背景については, 中澤 (2017) で詳しく考察されている. 関連にスポーツ少年団の展開については, 中澤 (2014), 103-105 頁を参照のこと.
- ¹³ 長沼豊他「部活動問題対策プロジェクト」, <http://www.geocities.jp/bukatmondai/>.
- ¹⁴ 真由子「公立中学校部活動の顧問制度は絶対に違法だ!!」, <http://bukatsu1234.blog.jp/>, 2017 年 9 月 28 日.
- ¹⁵ 「無力感」と教育における「暴力」の関係や, 日本型労務管理による過剰労働と「教師の仕事」についての考察は, 白石陽一「『暴力』を鎮める教育に関する一考察」(『熊本大学教育学部紀要——人文科学』第 55 巻, 2006 年, 193-205 頁) を参照のこと.
- ¹⁶ 熊沢誠『若者が働くとき——「使い捨てられ」も「燃えつき」もせず』ミネルヴァ, 2006 年. 学校教育への過剰な要求や教師の長時間労働との関連については, 白石 (2006), 前掲論文を参照のこと.
- ¹⁷ 中澤 (2014), 前掲書, 276-309 頁を参照のこと.
- ¹⁸ 中澤篤史・西島央他「中学校部活動の指導・運営の現状と次期指導要領に向けた課題に関する教育社会学的研究——8 都県の公立中学校とその教員への質問紙調査をもとに」, 『東京大学大学院教育学研究科紀要』第 48 巻, 2008 年, 317-338 頁
- ¹⁹ 中澤 (2017), 前掲書.
- ²⁰ 神谷 (2015), 前掲書, 113 頁.
- ²¹ リクルート「体育会学生のためのリクナビ就職エージェント」<https://job.rikunabi.com/agent/ath>.
- ²² 神谷 (2015), 前掲書, 102 頁.
- ²³ スポーツ庁「平成 29 年度 運動部活動等に関する実態調査報告書 (平成 30 年 3 月)」, http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1406073.htm, 2018 年 9 月 20 日最終閲覧.
- ²⁴ 内田良「新年度部活したくない教員 5 割——学びの時間を増やしたい」, <http://blogos.com/article/287584/>, 2018 年 4 月 1 日.
- ²⁵ 中澤 (2014), 前掲書, 300-313 頁を参照のこと.
- ²⁶ 同上書, 307-309 頁.
- ²⁷ 内田良『ブラック部活動—子どもと先生の苦しみに向き合う』東洋館, 2017 年, 38-39 頁.
- ²⁸ 中澤 (2014), 前掲書, 305-306 頁には, 生徒指導上の有効性から部活動の顧問を引き受けたが, 経験の無い種目の顧問になったことで外部指導者に任せざるを得ず, 生徒指導上の効果が得られない状況に陥ったノダ教諭の事例が紹介されている.
- ²⁹ スポーツ庁「平成 29 年度全国体力・運動能力, 運動習慣等調査結果」http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/toukei/kodomo/zencyo/1401184.htm, 2018 年 2 月 13 日更新.
- ³⁰ 神谷拓『生徒が自分たちで強くなる部活動指導——「体罰」「強制」に頼らない新しい部活づくり』明治図書, 2016 年.
- ³¹ 同上書.
- ³² 同上書, 48 頁.
- ³³ 同上書, 109 頁.
- ³⁴ 竹内常一「提言クラブ活動必修化と生徒の自主的活動」, 高生研編『高校生活指導』第 8 集, 1972 年 7 月, 明治図書, 5-9 頁.
- ³⁵ 全国高校生活指導研究協議会編『高校クラブ活動指導研究』明治図書, 1966 年.
- ³⁶ 竹内 (1972), 前掲論文.
- ³⁷ 中野光「学校教育としてのクラブ活動とは何か——クラブ活動必修化論をめぐっての学校論的考察」, 高生研編『高校生活指導』第 8 集, 1972 年 7 月, 明治図書, 10-19 頁.
- ³⁸ 酒田孝「自治を生徒の手に戻す生徒会改革への歩み」, 高生研編『高校生活指導』175 号, 2007 年, 101-109 頁.